

社会福祉法人多聞福祉会役員等の報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人多聞福祉会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事長、理事及び監事をいう。

(2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。

(3) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 理事が法人の職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間135万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事が理事会に出席したときは、別表1による1日分の報酬を出席の都度、支払うものとする。ただし、理事が法人の職員に対しては、出席報酬は支給しない

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1による1日分の報酬を出席の都度、支払うものとする。

(理事長の業務報酬等)

第6条 法人及び施設の運営のための業務にあたる理事長の業務報酬等については、別表2による報酬を毎月支払うものとする。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1による1日分の報酬を出席の都度、支払うものとする。

2 監事が理事会及び評議員会の出席以外の日において、法人及び施設の運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は別表2による報酬を出席の都度、支払うものとする

(報酬の支給日及び支給方法)

第8条 理事長の報酬は、毎月15日に金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、前営業日に支払うものとする

2 法人の職員ではない役員及び評議員の報酬は、業務にあたった都度、遅滞なく現金にて支払うものとする。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成29年6月21日より施行する。
令和元年6月22日改正、同日施行する。

別表1

種別	区分	報酬
理事会出席報酬（日額）	理事	5,500円
	監事	5,500円
評議員会出席報酬（日額）	評議員	5,500円
	理事	5,500円
	監事	5,500円

別表2

種別・区分	報酬
理事長業務報酬等（非常勤・月額）	100,000円
監事 臨時的業務執行（非常勤・日額）	5,500円